

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

| | 第三者評価結果 | コメント |
|---|---------|---|
| ① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | Ⓐ・b・c | <p>教育保育課程が事業運営理念、教育及び保育方針、教育及び保育目標に基づき、月ごとのねらい、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿、発達段階ごとの教育及び保育の内容、配慮事項等に纏められている。配慮事項には子どもとその背景や地域の実態等についてきめ細やかな記述がある。こども園の立地条件(街中にあり自然が少ない)や外国籍の子どもが多いといった家庭及び地域の実態を考慮した教育保育課程となっている。教育保育課程の編成は、クラスや年齢の話し合いを踏まえ職員会、運営委員会等で毎年度2月末までに見直しを行って次年度に繋げている。</p> |
| ② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | Ⓐ・b・c | <p>乳児の保育室は、木の素材を多用し暖かさや柔らかさが感じられる保育室となっていて、掃除も行き届いている。玩具等の消毒は毎日行うほか空気清浄器も活用して衛生的な環境を整備している。登園した子どもは、保育教諭が朝の視診、保護者からの聞き取りにより子どもの心身状況を把握して管理ソフトに入力して共有している。指導計画は、年に三回発達チェックを行うほか、毎月個々のねらいや保育内容や援助項目を作成して振り返りと評価を行い、翌月の計画(翌月のねらい)に繋げている。</p> <p>保育教諭は担当制をとっており、とりわけ授乳や睡眠時には担当の職員がつき、抱いて目を合わせたり、喃語に答えたりしながらゆっくりとかかわっている。</p> <p>離乳食については、食品調査票を使い一人ひとりの食事の状況や除去食について把握している。また、連絡帳や口頭で保護者と連絡を取り合って子どもの状況に配慮している。「離乳食の進め方」(マニュアル)には5~6か月、7~8か月、9~11か月、12~18か月の月齢ごとの離乳食の注意点がまとめられている。</p> <p>乳児一人ひとりの生活リズムへの配慮としては、睡眠をとるスペースと遊びのスペースを分けたり、その子に合わせておやつをとったり、必要であれば空室を使ったりして個別の援助を行っている。</p> <p>乳児の健やかな発達のために、天気の良い日はできるだけ外気浴を行うように努めており、ベビーカーで園庭や近隣の散歩に出かけたり、体幹を強くし身体の発達を促すために起きているときにはマットの上で、腹這いにして子どもの姿勢を変えている。また、安全面では、SIDSについての研修を行い職員間で周知を行い、日々の保育場面では仰臥位で寝かせて5分おきに睡眠チェックを行っている。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>教育保育課程の教育及び保育の内容には、1・2歳児は一人ひとりの子どもの欲求や自我を受け止め、共感しながら子どもと継続的な信頼関係を築いていくことや、保育教諭等や友達と一緒に遊びながらいろいろなものに興味・関心を持つことが記されている。</p> <p>基本的な習慣については、食事面ではスプーンや箸の持ち方、好き嫌いなどにも配慮したり保護者と連絡をとりながら実施したり、トイレトレーニングの際には保護者と連携しながら進めている。</p> <p>子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるように、手作りの遊具(段ボールのトンネルや家等)を作成したり、園庭に探索活動の行える環境を整備したり、戸外活動や園外保育を行っている。</p> <p>かみつきが見られる時期であるので、子ども同士の揉め事に対しけがを未然に防ぐために子どもから目を離さず安全な見守りができるように保育教諭を配置している。</p> <p>また、園内での異年齢児の交流や保育ボランティアの受入、保護者会祖父母会の関わり、つくし子広場の子どもやその保護者と交流しふれあう中で人との関わり方に気付き、相手の気持ちを考えることができる子に育つように配慮している。</p> <p>子どもの状態や育ちは、毎日の観察や送迎時の会話、連絡帳により情報収集し管理ソフトで記録し職員間での共有を行っている。保護者とは連絡帳や送迎時に情報交換するが、相談の要望があれば個別の面談にも対応している。</p> |
| <p>④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>教育保育課程の教育及び保育の内容には年齢ごとの各領域の目標が記されている。環境の項ではおおむね3歳では「散歩や戸外遊びを通じて身近な自然に触れて遊ぶことを楽しむ」、おおむね4歳では「身近な遊具、物、自然に自ら関わり、興味・関心を持ち工夫して遊ぶ」、おおむね5歳では「自然に触れて生活する中で、身近な動植物に親しみをもち生命の尊さに築く」とある。具体的な展開の一つとして、3歳児では、園外保育で自然の中で様々なネイチャーゲームを楽しんだり、子ども達の気づきや発見を大切に子どもたちの科学の芽を育てる取り組みを行っている。4歳児では3.4.5歳児での異年齢児保育を行う中で小さな子をいたわる気持ちや、お兄ちゃん・お姉ちゃんに親近感や憧れの気持ちを育てている。5歳児では、剣道を通じて礼儀・姿勢・防御体力を身に着けたり、外国人教師による英語教育を通して異なる文化を持つ人や、国、言葉に親しみを持てるような取り組みを行っている。</p> <p>子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、連絡帳や送迎時の会話以外にも、クラス便りや通信、ホームページでの情報発信に努めている。ホームページでは、「きょうのこども園」「クラスのページ」のコーナーで、子ども達の育ちや活動について詳細に写真で紹介されている。小学校との連携は年長児と一年生の交流や、こども園と小学校教諭との情報交換会を実施している。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|--|--------------|---|
| <p>⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>事業運営方針の中に「義務教育とその後の教育の基礎を培います」と記載されている。小学校との連携については、教育保育課程の配慮事項の中に小学校との接続という項がありその中に「年長児と小学校児童の交流の機会を設ける」「小学校教師との意見交換や連携」が記されている。小学校児童との交流は「芦城小学校との交流なかよしの会」があり、年に3回学校を訪問して、年長児が1年生とペアになり学校探険をしたり、ダンスを楽しんだり、1年生が準備してくれたお店を回る等をして小学校就学に期待や憧れが持てるように支援している。教師との連携は年に2回年長担当と1年生担当が情報交換を行い、なかよしの会の計画や、就学に向けての話し合いを行っている。</p> <p>保護者に対しては、上記の取り組みを踏まえて10月にクラス懇談会を開催している。懇談会では、小学校就学についての不安や悩みがあれば、小学校を経験している保護者がアドバイスする等情報交換を行っている。</p> |
|--|--------------|---|

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1-(2) 環境を通して行う保育

| | 第三者評価結果 | |
|--|--------------|--|
| <p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>教育及び保育方針に「すべての子どもが安全にすごせる心配りを行います」と記載されている。マニュアル等もそれに基づいて整備されている。設備管理のマニュアルには朝の点検や使用前チェック、薬剤について等が定められるとともに安全チェックリストを使い正しく実施していることを確認している。朝の清掃時に担当者が安全チェックも同時に実施している。保育室は薬剤を使用して拭き掃除を行い清潔の保持に努めている。エアコンによる空調は換気をしながら適温に保っている。また、未満児、3歳児の部屋は床暖房も使用している。</p> <p>最新の建築物ではないが、様々な工夫をして快適な空間になるようにしている。トイレや手洗いは子どもの体に合わせたものを用意したり、介助の必要な子供には職員がついて安全、衛生面での配慮を行っている。また、限られたスペースを有効活用し、保育室以外でも空いた部屋(つくしっこ広場)やサイエンスコーナー、玄関のソファ等を利用したり、保育室内を仕切ってくつろげるスペースを確保している。</p> <p>また、この他、保育教諭が常に見守り、安心・安全な環境づくりに配慮している。例えば、廊下に障害となるように観葉植物を配置して走り回る子どもが衝突しないようにしたり、段ボールの家やトンネル等手作りの遊具も活用して子どもたちが安全に遊べるようにしている。さらに、可動式のロッカーを活用して視界を遮る工夫や、家具のレイアウトをアレンジすることで環境を整えている。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|--|--------------|---|
| <p>② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>人権配慮の取り組みのために、一人ひとりの保育教諭が、全国保育士会の人権擁護のためのチェックリストを使って自分自身の人権意識への気づきを実施している。具体的配慮として、オムツ交換時には衝立を使用したり、着替え時にはプライバシーが確保できるスペースを確保したり、子ども一人ひとりの排泄の状態に合わせて個別にトイレ誘導を行っている。</p> <p>衣服の着脱の場面では、2,3歳児は自分でやりたいという気持ちが強いので、その「自分で」という気持ちを大事にしている。プール遊びの時期は衣類の着脱の機会が多いため、その時に服のたたみ方や裏返しの直し方を教えている。</p> <p>午睡への配慮として、午前中は、からだを動かす活動を取り入れるように心がけている。午睡の時間は、個人差があることから、一人ひとりが安心して眠れるよう個別の対応にも配慮している。</p> <p>子どもの状態は、連絡帳や送迎時の会話から把握して、子ども一人ひとりの生活の連続性に配慮している。例えば朝食を採ってきたか、昨夜は就寝時間は遅かったか等を聞いて子どもの状態に応じたかわりを行っている。</p> <p>園の活動として、毎朝9:00から全員で朝の体操を行ったり、以上児は戸外遊びの時に草履を履いて土踏まずの形成や姿勢作りを目指したり、雨の日でも4・5歳児は合羽を着て戸外に出ることがある。この他、園庭には既製の遊具以外に、でんぐり山、くすのきデッキ、天空の城、トトロの森等の子どもの好奇心を満たしてくれる場所が沢山準備されている。</p> |
| <p>③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>保育室には各年齢の発達段階や興味関心に合わせた玩具やハサミやテープなどの用具が準備され自由に取り出し自発的に遊べるようになっている。保育室の仕切りをオープンにしたり、朝の体操の時間や散歩の時間を利用したりして異年齢での関わりが持たれている。毎日交代で行う当番活動では3・4歳児は昼食時のカゴの集配、5歳児はその他に挨拶や掃除などを行いながらそれぞれが役割を持って協力し合う姿が見られる。友達と協同して遊べるように運動遊びやコーナー遊びなどから関わりを持ち徐々に年齢に合わせグループで考え活動できる機会を増やすようにしている。運動会や生活発表会等の行事や日々の遊びの内容においては子供を主体にした子供達の話し合いの場から決められるよう援助を行なっている。子供達がお互いの意見を聞き、取り入れることが出来るよう保育教諭は子供全員の声聞きながら見守りまとめる手助けをしていくことで一つのことを皆で成功させる達成感や満足感を共有している。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|---|--------------|---|
| <p>④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>園の教育及び保育方針である3つのゼン(自然)のねらいに即した絵本や図鑑が季節に合わせて玄関ロビーや保育室に置かれ、文庫にはサイエンスコーナーも設けている。サイエンス活動や近隣の施設に行く事のできる月2回のバス園外、保護者手作りのお散歩バックを持ち園庭や散歩に出かける等自然環境と触れ合う機会を提供しており、それらを通して子供達は持ち帰った虫を飼育したり木ノ実の製作を行うなど様々な遊びに発展している。また、玄関ロビーには手作りの「むしむし昆虫館」コーナーが設けられ、生き物の観察ができるようになっており今年のカマキリの捕食の様子や産卵を見ることができた。近所の方の畑でのサツマイモ収穫体験やボランティア団体「こまつの杜」との花育活動、高齢者施設の訪問や小松駅への散歩など地域の方々との交流や社会に関わる取り組みも行われている。年間行事計画では夏祭り・クリスマス会・豆まきなどの季節の行事のほか祖父母の会「グランドサロン・大和」の会員の方と七夕飾り付けを行う七夕の会やメンコ・お手玉などを体験する伝承遊びも計画され祖父母と触れ合いながら季節の行事を楽しめるようになっている。また、地域の祭りである「お旅まつり」の獅子舞や曳山を見たり、餅花づくりを取り入れ地域の伝統的な行事に触れる機会も作るようにしている。</p> |
| <p>⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>「日本語であそぼう」や「英語であそぼう」の活動を行い絵本の読み聞かせや言葉遊び・方言で書かれた絵本がある「ふれあい文庫」「だるま文庫」など様々な言葉に触れる機会を作っている。保育室には季節や年齢に合った本が設置され、絵本や紙芝居の読み聞かせが活動の導入や食事前の時間、午睡時など一日の流れの中で幾度も取り入れられている。日常生活や遊びの中から文字に興味を持てるように玩具の片付け場所や日々の予定を写真やひらがなを使って表示している。また、ひらがなの献立表や展示物の説明にひらがなを添えるなど文字や言葉に親しめるよう工夫している。日々の活動の中で取り組まれたリズム遊びや作品は芦城センターでの生活発表会、作品展や老人福祉施設の訪問などを通して保護者や地域の方々に披露している。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1-(3) 職員の資質向上

| | 第三者評価結果 | |
|------------------------------------|---------|---|
| ① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。 | Ⓐ・b・c | 行事計画や年間指導計画のほか、日案、週案、月案、などの各指導計画や行事は評価と反省を行ない年齢別の話し合いや職員会議にて課題になっていることを話し合われている。法人で作成された自己評価表を用いて、年3回の自己評価を行い自己分析を行うとともに園内研修にて話し合われ保育の改善や専門性の向上に努めている。さらに、子どもが主体的に活動できる環境について、毎月1回、数名が作ったドキュメンテーションを年齢ごとのグループで話し合っている。また、外部講師を招いてのカンファレンスも行い保育の実践の振り返りや質の向上につなげている。 |

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

| | 第三者評価結果 | コメント |
|---|---------|---|
| ① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。 | Ⓐ・b・c | 家庭環境や生活リズムなど一人ひとりの状況について把握し年齢別の話し合いの中で情報を共有しながら対応について確認している。ポルトガル語通訳の職員も配置し活動中の言葉かけや絵本の読み聞かせなどブラジル国籍の子ども達の援助を行なっている。マニュアルの援助・配慮事項をもとに子どもの思いを受け止めることを第一と考え、子どもの内面や状況をよく理解しその場にあった言葉かけや関わりが持てるよう職員全体が心がけている。保育教諭自身が気持ちの余裕を持ちじっくり話を聴いたりスキンシップをとりながらゆったりと優しく関わるようにしており、声の大きさや制止する言葉、指示や命令など子どもにマイナスな対応にならないよう上司は日ごろから伝え指導を行なっている。 |
| ② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | Ⓐ・b・c | 配慮が必要な子どもには職員を配置するなどの対応を行い、前期後期で個別指導計画を作成して保育支援をしている。対象児と他の子どもが共に成長できるよう指導計画の中に位置づけされている。個別計画では、子どもの特性の把握に努めながら必要な関わりや援助・どこを伸ばせば良いのかなどから計画され、関係機関からの療育内容もできるだけ計画に反映させるようにしている。日頃の様子を送迎時や連絡帳で伝え保護者との相互理解を大切にし、発達支援センターなどの関係機関と連携しながら個々にあった手立てや援助を行っている。職員会議や年齢別の話し合いでケース検討や障害児研修の報告を行い共通理解を深めている。 |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|---|---------------------|--|
| <p>③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p> | <p>a b c</p> | <p>1日の生活の流れに合わせ個々に配慮しながら温かくゆったりとした雰囲気を感じている。朝早く登園してくる子どもには場合によっておやつや午睡を早めに取りなどの配慮を行っている。17時から18時の間は0歳児、1,2,3歳児、4,5歳児の3部屋に分かれて過ごし、部屋には年齢に応じた玩具やカーペットが敷かれ子ども達は好きな遊びを楽しんでいる。また、早朝保育・長時間保育専門の職員がいることで安心して過ごすことができている。18時からは一つの部屋に集まりジュースやせんべいなどを軽食として提供している。伝達漏れの無いように引渡し簿を使って、日中の保育担当者から子どもの様子が申し送られ保護者に伝えるようになっている。延長保育で提供されているおやつを保護者にわかりやすく伝える工夫を期待する。</p> |
|---|---------------------|--|

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

| | 第三者評価結果 | コメント |
|---|---------------------|--|
| <p>① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p> | <p>a b c</p> | <p>日々の健康状態についてはキッズビューや事務所のボード、欠席理由調査票にて共有されている。児童票にて既往歴や予防接種の実施状況を把握、年度途中で追加記載を依頼し情報収集がなされている。園マニュアルに基づき体調がすぐれない子どもに対しては保護者への連絡、経過の観察、食事の内容や活動の配慮を状態に応じ実施している。例えば、栄養士や看護師と相談しながらお腹のゆるい子に対しては牛乳を控えたり、喉の痛みがある子に対しては量を控えたりおかゆに変更してもらうこともある。また、外遊びを控えたり、医務室で体を休めることもあり、その場合は看護師が担当して保育を行うことになっている。体調の悪化やケガに際しては、すぐに保護者に連絡し体調不良日誌や事故報告書に記載を行なっている。症状や様子、ケガの処置内容や受診結果、再受診結果など治癒までの経過を記載し完治まで見届けるようにしている。医務室にはベット・体温計・氷枕などが設置されており、看護師は0歳児クラスに2名、フリー1名の計3名が配置され、嘱託医等と連携を取りながら対応できるようになっている。</p> |
| <p>② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p> | <p>a b c</p> | <p>食事の時間に音楽を流したり、施設長をはじめ担任以外の職員も月ごとに保育室に入り子ども達は会話を楽しみながら食事を楽しんでいる。手作り弁当の日やお楽しみ会、異年齢での会食や園庭での食事など雰囲気を変えて楽しく食べられるようになっており、手作り弁当の日にはそのまま戸外へ出かけて食べたり、お楽しみ会では誕生日が専用のプレート皿で食事をいただけるなど食事の場所やスタイルの工夫をしている。今年度は、年長組の行事「たのしいタベ」を計画し、戸外で屋台風にした食事を楽しむことも出来た。食事は完食できたと感じてもらうことを大切に、日頃から食の細い子どもや偏食の子どもに対しては量を加減するなどの配慮を行なっている。鮭の解体やとうもろこしの皮むき、育てた夏野菜を使ったピザトースト作りなど毎月の食育活動と野菜の栽培、収穫したものをを使ったクッキングを通して食材や食事に興味を持てるようにしている。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|--|--------------|---|
| <p>③</p> <p>乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>新入児面接表や保護者からの情報、日々の様子から子どもの好きな食べ物や苦手な食べ物を把握している。調理担当者は保育室で一緒に食事をとり子どもの食事の様子や離乳食の進み具合を見ることができ、食事量は適切か楽しく食べているかなど確認している。毎日の残食調査や献立の意見を給食日誌に残すことで評価反省し、切り方や調理方法に工夫しながら次月のメニュー内容に繋げてる。0・1歳児のおやつは週に2回ほど手作りしており、ラスクや羊羹、蒸しパンやクッキーなどを作り提供している。</p> |
| <p>④</p> <p>健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>年2回の健康診断・歯科検診の結果は児童票や健康カードに記録して職員間で共有している。内科で受診することになった場合、特に留意する必要がある子供の場合は終礼や職員会議の場で伝え職員全体で情報を共有できるようにしている。保護者には、健康カードや歯科検診結果表で結果を知らせ、保護者と連携して必要な場合には嘱託医の指導を受けたり、歯科受診などを促して家庭での予防につなげている。保健計画に基づき歯磨き指導行い、保健に関する情報を保健だよりで伝えている。また、感染症が流行する時期や暑い時期にはそのつど保健指導をおこない、熱中症・感染症対策、手洗い法や予防接種などの情報提供と注意喚起にも努めている。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

| | 第三者評価結果 | コメント |
|---|--------------|--|
| <p>①</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>在園児には、年2回保護者から提出される主治医の診断書・指示書をもとに園マニュアルに沿って適切に対応している。新入園児でアレルギー疾患等を持つ子供に対しては入園前に保護者に聞き取りを行い主治医からの診断書と指示書を提出してもらっている。保護者と担任、看護師、栄養士とで面談を行い提供の開始と解除や日々の提供についてなどを話し合い共通理解ができるようにしている。また、指示書で分からない部分がある時は直接主治医に連絡し間違えないよう確認している。食事を配膳する際には写真や名前、除去食材が貼られた専用のプレートとシートを使用し職員間で確認しながら、誤配誤食の防止に努めている。また、食器の区別や配膳場所に注意事項を貼るなどして十分に気をつけるようにしている。除去食や代替え食の提供を行い卵の入らないマヨネーズの使用や同じ形態で出せるような調理の工夫も行なっている。アレルギー児の除去食材や薬事情報は月1回終礼で確認され、保育室に掲示されている顔写真入りのアレルギー児確認表で対象児全員の情報や対応などがわかるようになっている。</p> |
| <p>②</p> <p>調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>衛生管理マニュアルに基づいて作業を行う手順や手洗い、身づくろいについて細かく規定され、定期的な安全点検も行っている。調理担当者は日々、衛生管理点検表に沿って記録し施設長が確認をして、不備があればその都度指導を行なっている。給食衛生管理マニュアルは必要に応じて見直しを行うようにしている。</p> |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

| | 第三者評価結果 | コメント |
|---|---------|--|
| ① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。 | Ⓐ・b・c | 家庭での食事の状況は、連絡帳の確認や保護者、子ども達に聞くことで把握している。毎月、献立表をのせた食事だよりを配布し人気のあるレシピも紹介している。レシピは玄関脇にある給食のサンプルの横に置かれ保護者が自由に持ち帰れるようになっている。給食サンプルは子ども達が食べている量をそのまま掲示し、カロリーも表示している。マグネットボードを使い、使用した食材を4色食品群に分け、子どもたちや保護者に栄養について知らせている。また0.1.2歳児の保育参加に合わせ試食会を行い、食材の栄養成分や園での調理の工夫を説明し、家庭での味つけの参考にしてもらっている。食育活動の様子を伝えたり、食事だよりやサンプル掲示、試食会などを通して食事の大切さを伝えている。クラス懇談では偏食についての悩みが必ず出ており保護者同士で話し合い、情報の交換や相談の場となっている。 |
| ② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。 | Ⓐ・b・c | 毎月、園だよりやクラスだよりを配布し子どもの発達と成長の様子を保護者に伝えている。個別の連絡帳を利用したり、日々の活動をHPや玄関モニターで紹介したりして子どもたちの様子がわかるようにしている。日々の送迎時のコミュニケーションを大切に気軽に話せる関係づくりに努め、日頃の様子や成長したことを伝え保護者との連携を密にできるような心がけている。連絡ノートに書かれた内容を含め必要に応じて話し合いを行い、個別の相談は相談記録にまとめ把握できるようになっている。子ども同士のトラブルや問題が起こった時には必ず報告し、園での様子や家庭での状況の情報交換を行なっている。 |
| ③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 | Ⓐ・b・c | 新入児説明会や保護者総会などの機会に園の理念や方針の説明を行なっている。保育参加では子どもと一緒にネイチャーゲームやルールのある遊び、制作を体験してもらい子ども園での取り組みを知ってもらうことが出来るようになっている。年2回の懇談会の機会を通して保護者に子どもの成長している姿やクラスの様子、主体性を大事にした保育を行っていること伝え、保育参加当日の活動のねらいや見所を知らせている。懇談会では、保護者同士が交流できるような話し合いの場を設けて、子どもの成長や悩みを話せるように配慮している。事前に何について話したいのか内容を出してもらい保護者同士で悩みを共有したり解決の糸口を見つけられるようにしている。また、必要に応じて個人面談もいつでも行えるようにしている。子ども達が創り上げていく行事には出来上がる過程が大切であると伝え、主体的に活動に取り組む姿をクラス通信として伝えている。 |

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p> | <p>Ⓐ・b・c</p> | <p>虐待対応マニュアルが整備され、職員会議の中で研修会の報告とともにマニュアルの確認を行なっている。重要事項説明書に「虐待の防止のための措置」として記載され説明の際には相談窓口を知らせている。保護者や職員に向けて虐待防止ポスターの掲示やリーフレットが配布され啓発に努めている。朝の視診や着替え、オムツ交換での身体のチェックをはじめ保護者や子どもの日頃の様子に気を配り早期対応を心掛けている。状況に応じて関係機関と連携を取り、対応していく体制が整っている。</p> |
|---|--------------|--|